

平成15年5月26日

淀川水系流域委員会 委員長 様

〃 猪名川部会部会長 様

泰野サッカー少年団	平山 秀行
さなえSSD	松溪 洋
箕面南JFC	今村 正一
箕面西南FC	奥田 勝久
箕面豊北JFC	小嶋 秀介
とよのJFC	田島 三好
RFC	溝口 章仁
FC川西	茨木 実
大和キッカーズ	時枝 信康
陽明コスモス	中島 一雄
稲野JFC	蔵野 孝一
伊丹南SC	正野 匡
伊丹FCJ	奥本 正
瑞穂SC	井上 直樹
球友会スポーツ少年団	松下 順信

淀川水系河川整備計画に関する意見書の送付について

貴職におかれましては、これまで治水中心の考え方で進められてきた河川行政に対し、河川法の改正にあわせて、今後の新しい河川のあり方について種々御提言をいただき、御礼申し上げます。

さて、今般1月17日に淀川水系流域委員会から提言として発表された『新たな河川整備をめざして』を拝読し、更にこれに対応すべく国土交通省から提示のあった『淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料(第1稿)』に基づく説明会を拝聴して、その考え方に対する意見書をまとめ、2,600名の署名捺印をもって、国土交通省近

畿地方整備局長様、並びに同猪名川工事事務所長様宛に、我々猪名川グランドを有効に利用する少年サッカー団の関係者から意見書を提出いたしました。

その意見書にも書かせていただきましたが、都市化の進んだ猪名川沿川におきましては、この河川敷はまとめて利用出来る最期の有効空間であり、その貴重な空間を利用させていただきながら、我々は次代を担う子供達にサッカーを通じて学校では学び得ない貴重な経験を与えるべく、ボランティア活動をしています。

自然を大切に、とは誰もが思う基本的な想いである事には違いありませんが、その空間を利用して子供たちに活動の場を与える事も、重要な大人の責務であると思います。

提言にあるような、或いは国土交通省から提示のあった説明資料のようなグランド利用の排除と言う考え方については、ご一考願うべく意見を申し上げます。意見書の内容及び、署名については国土交通省近畿地方整備局からの提供をお願いし、ご配慮をお願いいたします。

平成15年4月 1日

国土交通省近畿地方整備局長 様
国土交通省近畿整備局猪名川工事事務所長 様

秦野サッカー少年団	平山 秀行
さなえSSD	松溪 洋
箕面南JFC	今村 正一
箕面西南FC	奥田 勝久
箕面豊北JFC	小嶋 秀介
とよのJFC	田島 三好
RFC	溝口 章仁
FC川西	茨木 実
大和キッカーズ	時枝 信康
陽明コスモス	中島 一雄
稲野JFC	戴野 孝一
伊丹南SC	正野 匡
伊丹FCJ	奥本 正
瑞穂SC	井上 直樹
球友会スポーツ少年団	松下 順信

河川整備計画策定に関する意見書

貴職におかれましては、猪名川沿川での治水事業にご尽力いただき、まことに有難う御座います。

さて、今般、淀川流域委員会から、今後の河川のあり方についての提言があり、それに対する河川管理者の考え方についての説明会が開催されました。提言を基本として、また住民の意見を参考にしながら種々ご検討の上、「河川整備計画」が策定されることと存じますが、その策定にあたり、我々の考えを反映させて頂くべく意見を述べさせていただきます。

大阪府においては、高度成長期に河川沿川に多くの住民が住むようになり、併せて多くの資産の集積が図られました。河川区域は、堤内地の住民の生命や資産を守る為に、一定の計画の下指定され、整備されてきた国有地であります。これまでは治水目的の達成のためだけに、ある意味で不可侵の場でありました。

しかしもはや大阪府域に存する河川は、従来の自然構物としての川のイメージでは無く、既に都市施設としてのイメージが強くなっております。それは沿川自治体の自然に対する関心の深まりやスポーツ施設への要求等、住民ニーズへの対応と、利用可能な土地の確保の困難性もあって、都市部に残された貴重な空間として、河川敷の利用が検討されてきました。

河川管理者におかれても、治水目的で整備が進められている河川敷の利用について、従来とは違った河川のあり方に共感されて、現在の河川敷利用の形態が始まったと思います。

爾来、この河川敷施設は沿川自治体の占用のもと、整備がなされ住民の要求に応じてまいりました。

我々秦野サッカー少年団を始めとする関係15団体は、猪名川河川敷の諸施設を有効に利用させてもらい、サッカーを通して、学校教育以外での、子供達の教育と健康の場としての活動に寄与していると自負しております。

しかし今般発表された「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料(第1稿)」の中で、河川敷(高水敷)の利用について、…グラウンド等のスポーツ施設のように、本来河川敷以外で利用するものについては、縮小していくことを基本とする。…と記載されているのを発見し、驚きとともに戸惑いを禁じえません。

これらの人工的な施設整備は、河川の生態系を縦断的に分断しており、河川本来の特性を活かした利用形態への見直しが求められている、とありますが、果たして本当に住民はそのような事を望んでいるのでしょうか？これらの施設を有効に利用している住民の意見ではなく、過剰な環境保護論のみが先行しているのではないのでしょうか。

先にも申しましたように、猪名川沿川の都市の集積密度は高く、これだけの整った空間と施設の確保は、自治体にとってほぼ絶望的な状態であります。

狭い地域に人口の集積している猪名川沿川においては、土地の有効利用を図らねばならない事は自明の理であります。河川敷は治水空間であり、自然環境空間であ

るばかりでなく、ゆとり空間であり、あそび場であり、スポーツ空間であっていいのではないのでしょうか。あまりに一方的な考え方で、この河川空間を封じ込めてしまっ
てはならないと思います。

河川管理者におかれましては、今後2～30年間の河川の在り方を決める「河川整備計画」について、沿川自治体や多数の住民の意見を取り入れ、河川の利用について将来に禍根を残さず策定されるよう、意見を述べさせていただきます。